

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会設置要綱

平成 24 年 6 月 11 日

(検討委員会の設置)

第 1 条 議長の諮問により、「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」(以下「調査会」という。)を設置する。

(調査会の調査・検討事項)

第 2 条 調査会は、議長から諮問された事項について調査及び検討する。

2 検討内容は、次の事項とする。

- (1) 議会棟整備の基本的な考え方
- (2) 規模
- (3) 諸室の考え方
- (4) その他必要な事項

(検討組織の構成等)

第 3 条 調査会は、調査会の設置に賛同する交渉会派から選出された委員 9 人をもって構成する。

2 委員の任期は、調査会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれたものとする。この場合において、当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

(座長及び副座長)

第 4 条 調査会に、座長 1 人、副座長 2 人を置く。

2 座長及び副座長は、多数会派順に選出する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 座長は、調査会を招集し、その議事を主催する。

2 座長は、必要に応じ、調査会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 調査会は、非公開とする。

(検討結果の報告等)

第 7 条 座長は、第 2 条の事項について調査及び検討したときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(事務局)

第 8 条 調査会の事務は、議会局市会事務部総務課が行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に必要な事項は、座長が調査会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 11 日から施行する。